

## 8. 生活環境について

<p style="text-align: center;"><b>高齢者等 住宅改造支援事業</b></p>	<p>介護保険において要支援又は要介護と判定された方や重度障害者等が、在宅で生活を営むために必要な住居の改造工事（トイレ・風呂・台所・スロープなど）に対して一定の補助を行います。</p>
	<p>対 象 者 住民税及び前年分の所得税が非課税の世帯の方 補 助 額 最高限度額30万円 ※介護保険の認定がある場合は、住宅改修が優先となります。</p>
	<p>問 合 せ 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119</p>
<p style="text-align: center;"><b>バリアフリー アドバイザー 派遣制度</b></p>	<p>65歳以上の高齢者、または障害者の身体状況にあわせた住宅改造を支援するため、住宅改造が必要な箇所や施工方法・介護機器の利用などについて、専門家（建築士と作業療法士または理学療法士のペア）が適切なアドバイスを無料でを行います。</p>
	<p>問 合 せ 高齢者支援課 介護保険サービス担当 《TEL》0942-53-4115 《FAX》0942-53-4119 福岡県建築住宅センター 生涯あんしん住宅 《TEL》092-582-8061 《FAX》092-582-8162</p>
	<p>《TEL》092-582-8061 《FAX》092-582-8162</p>
<p style="text-align: center;"><b>障害者向け 公営住宅の入居</b></p>	<p>県営・市営住宅に特定目的の障害者向け住宅が設置されています。また、一般住宅では、身体障害者の4級以上、療育手帳のA1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳2級以上をお持ちの方で住宅に困窮している方に対し、入居者に上記障害者がいる世帯は、抽選の際の倍率優遇措置があります。</p>
	<p>問 合 せ 都市対策課 建築担当 《TEL》0942-65-7029 《FAX》0942-54-0335 福岡県住宅供給公社筑後管理事務所 《TEL》0942-30-2660</p>
	<p>《TEL》0942-30-2660</p>
<p style="text-align: center;"><b>生活福祉資金貸付</b></p>	<p>福岡県社会福祉協議会では、障害者の自立助長・社会参加促進のために更生資金の貸付を行っています。生業費・福祉機器購入費などがあります。</p>
	<p>問 合 せ 筑後市社会福祉協議会 《TEL》0942-52-3969</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動車の改造費補助</b></p>	<p>上肢・下肢・体幹機能障害等を有し、就労などに伴い、本人が運転する車を改造（駆動・走行・制御装置等）される方に補助があります。改造される前に申請してください。改造後の申請は補助の対象になりません。なお、所得制限等もあります。</p>
	<p>補 助 額 10万円を限度（改造費の一部）</p>
	<p>問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>

<p>自動車運転免許 取得補助事業</p>	<p>身体障害者手帳4級以上をお持ちの方で18～50歳未満の方が運転免許を取得する場合、受講料のうち3分の2（上限10万円）までを補助しています。事前にご相談ください。</p> <p>問 合 せ 福祉課 障害者支援担当 《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589</p>																												
<p>駐車禁止除外 指定車標章</p>	<p>この標章の交付を受けた方を乗せ、標章を前面の見やすいところに掲示している車両は、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く）に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。</p> <p>対 象 者</p> <table border="1" data-bbox="539 685 1337 1615"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢障害</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (上肢機能)</td> <td>1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く</td> </tr> <tr> <td>運動機能障害 (移動機能)</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>内臓機能障害</td> <td>1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>重度(A1、A2、A3、A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方</td> </tr> </table> <p>必要書類 ※①～③は各2通</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳等（コピー可）</li> <li>② 住民票の写し（1通はコピー可）※3ヶ月以内に発行</li> <li>③ 代理人が申請する場合は申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状</li> <li>④ 印かん（認印）</li> </ol> <p>問 合 せ 筑後警察署 交通課 《TEL》0942-52-0110</p>	視覚障害	1級～3級、4級の1	聴覚障害	2級、3級	平衡機能障害	3級	上肢障害	1級、2級の1、2級の2	下肢障害	1級～4級	体幹機能障害	1級～3級	運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く	運動機能障害 (移動機能)	1級～4級	内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)	肝臓機能障害	1級～3級	免疫機能障害	1級～3級	療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)	精神障害者保健福祉手帳	1級	身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方	
視覚障害	1級～3級、4級の1																												
聴覚障害	2級、3級																												
平衡機能障害	3級																												
上肢障害	1級、2級の1、2級の2																												
下肢障害	1級～4級																												
体幹機能障害	1級～3級																												
運動機能障害 (上肢機能)	1級、2級 ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く																												
運動機能障害 (移動機能)	1級～4級																												
内臓機能障害	1級、3級 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸)																												
肝臓機能障害	1級～3級																												
免疫機能障害	1級～3級																												
療育手帳	重度(A1、A2、A3、A)																												
精神障害者保健福祉手帳	1級																												
身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限させると公安委員会が認める方																													

障害のある方、車の乗り降りや移動が不自由な方のために、公共施設・店舗等の駐車場を利用しやすくする制度です。まごころ駐車場を利用するには利用証が必要です。利用証の交付を受けるには、一定の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

対象者

身体障害者手帳	視覚障害	4級以上
	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
	上肢障害	2級以上
	下肢障害	6級以上
	体幹機能障害	5級以上
	運動機能障害	2級以上（上肢機能）
		6級以上（移動機能）
内臓機能障害	4級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能	
療育手帳	重度（A1、A2、A3、A）	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
高齢者	介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上	
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 （小児慢性特定疾病医療受給者証を含む）	
妊産婦	単胎児：妊娠7ヶ月から産後3ヶ月まで	
	多胎児：妊娠7ヶ月から産後18ヶ月まで	
けが人	医師の診断書に「歩行艱難であること。」及び「車いす又は杖などの補装具等の使用期間」が明記されている方	

以下のいずれかの書類が必要です。

障害者手帳・介護保険被保険者証・母子手帳・本人確認ができる書類及び診断書・特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証

※代理申請の場合は、代理申請者の本人確認ができる書類の提示が必要です。

問 合 せ 南筑後保健福祉環境事務所（分庁舎） 社会福祉課

八女市本村 25 八女総合庁舎 <<TEL>>0943-22-6971

※市役所担当課でも交付申請が可能です。

高齢者：高齢者支援課 <<TEL>>0942-53-4115

妊産婦：こども家庭サポートセンター <<TEL>>0942-48-1968

上記以外：福祉課 <<TEL>>0942-65-7022

ふくおか  
まごころ  
駐車場制度

<b>避難行動要支援者 支援制度</b>	<p>市では、災害が発生した際に、自力又は家族等の支援では避難が困難な方を対象に、地域の皆さまの協力で避難支援をするための仕組みづくりを進めています。この制度では下記の対象者のうち、避難支援が必要と思われる方について、災害発生時にだれが避難の手助けをするか、どこに避難するかなどをまとめた「個別避難計画」を作成し、平常時から自主防災組織、行政区長、民生委員など避難にかかわる関係者に情報提供し、災害時の避難支援に役立てます。</p>	
	<b>対象者</b>	<p>災害時に自力又は家族等の支援では避難することが困難な方で、下記に該当する在宅で生活している方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険の要介護認定者（要介護認定の3～5の者）</li> <li>② 身体障害者（等級1・2級の身体障害者手帳所持者）</li> <li>③ 知的障害者（A、A1、A2、A3判定の療育手帳所持者）</li> <li>④ 精神障害者（等級1級の精神障害者保健福祉手帳所持者）</li> <li>⑤ 高齢者世帯の者（75歳以上）</li> <li>⑥ その他市長が必要と認める者</li> </ul>
	<p>問 合 せ 防災安全課 防災安全担当  《TEL》0942-65-7260 《FAX》0942-54-0336  福祉課 障害者支援担当  《TEL》0942-65-7022 《FAX》0942-53-1589  高齢者支援課 高齢者支援担当  《TEL》0942-53-4255 《FAX》0942-53-4119</p>	